



Experts Comptables - Commissaires aux Comptes

76, rue de Monceau 75008 Paris

Tél. : 33 (0) 1 44 90 25 25 – Fax 33 (0) 1 42 94 93 29

E-mail : [contact@caderas-martin.com](mailto:contact@caderas-martin.com)

2009 年 10 月

## 試験研究タックスクレジット

### (Le Crédit d'Impôt Recherche)

試験研究タックスクレジットを享受できるのは、実際の利益により課税されている産業・商業・農業分野の企業です。2008年1月1日以降の支出に対し計算された試験研究タックスクレジットにおいて、その増加分に対してタックスクレジットが計算されることはなくなりました。試験研究タックスクレジットはその年の研究開発費のボリュームに対してのみ計算されることになりました。

2008年1月1日以降、タックスクレジットを享受するのに、税務申告時に選択して手続することはなくなりました。

企業は、税務申告書と共に申告用紙2069Aを作成、提出する必要があります。

試験研究タックスクレジットの計算対象となるのは、基礎・応用試験研究、又、実験的開発活動についての経費も含まれます。これらの経費は以下の通り限定されています。

- 実際に試験研究にかかわっている試験研究者・技術者か、少なくとも専属的に試験研究活動にかかわっている人に対する報酬（社会保障費を含む）。事務関係職員・器具のメンテナンスにかかわる人の報酬は対象となりません。
- 活動経費として、上記試験研究者等の報酬の一括75%が認められます。
- 若手博士に関連する人件費。雇用後最初の24ヶ月間は、倍額が認められます。
- 試験研究活動に直接充てられた設備固定資産の減価償却費
- 特許取得、メンテナンス及び植物育成者権（COV）取得のための費用
- 特許保護、及び植物育成者権（COV）保護のための費用
- 試験研究のために取得した特許権及び植物育成者権（COV）取得権の償却費
- 規格化に伴う費用の50%。
- 公私の外部委託試験研究組織、大学、試験研究省により認可された科学者に依頼した試験研究活動費用
- 公益の任務をもった技術センター
- 特許、植物育成者権の法的保護に関わる保険掛金の全額あるいは一部(年間6万ユーロが限度)
- 試験研究活動が行われた際、フランスあるいは海外で使用されたテクノロジー監査費用(一社につき年間6万ユーロが限度)
- 試験研究タックスクレジット対象となる試験研究活動のために支払われた公的助成金は、実際に受け取った年にはベースから除外し、返還した年にはベースに加えなければなりません。

個々の企業の会計期間・決算日にかかわらず、タックスクレジットは暦年で計算されます。

金額は次の通りです。

- 100Mユーロまでは研究費の30%（場合によっては、助成金や前受金の処理後）

－100M ユーロを越える部分は 5%

企業が初めてこのタックスクレジットの恩恵を受ける場合、あるいは過去 5 年以上その恩恵を受けなかった場合は、段階的な率を採用することができます。その率は初年度は 50%、2 年目は 40%、3 年目以降は 30%となります。

このタックスクレジットは、この試験研究経費が発生した年の分としての納める税金（多くの場合は法人税・または所得税）から控除されます。会計年度が暦年でない場合は翌年に終了する会計年度に課税される税から控除されません。

原則として、法人・所得税から控除されなかった、つまり、納税すべき税額を超過した分は国に対する企業の債権（非課税の債権）となり、発生した年から 3 ヶ年有効です。3 年間控除されなかった分は税務署から還付されます。

このタックスクレジットは、普通税率（33.33%）で計算された法人税からのみ控除されます（法人税の追加税・定額法人税を除く）。

又、この計算は税務署及び試験研究省による調査の対象となります。

経済再建計画の一環として、2009 年度の法人税で控除できなかったタックスクレジットは即還付を申請することができます。又、2009 年度の研究費に対するタックスクレジットについても、同様の措置が認められます。

その結果、2008 年同様に、タックスクレジットに関する措置は次の 2 点が挙げられます。一つ目は、2009 年度に於ける試験研究タックスクレジット債権は即時還付が可能であること。二つ目として、企業は、この債権の概算額を前もって還付申請することができるという点です。

[例]

会計年度末 2010 年 3 月 31 日の企業。

暦年 2009 年度の試験研究費は以下の通りと仮定します。

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| －試験研究者の社会保障費を含む給与       | 125.000 ユーロ |
| －若手博士に関連する支出            | 60.000      |
| －若手博士に関連する支出・倍額         | 60.000      |
| －試験研究者の秘書の給与            | 対象外         |
| －活動経費： 125.000 ユーロの 75% | 93.750      |
| －試験研究設備の減価償却費           | 75.800      |
| －外部に依頼した試験研究費           | 25.400      |
| －公的助成金                  | －65.200     |
| －返済可能な前受金               | －40.000     |
| －前受金の返済                 | +10.000     |
| 経費合計                    | 344.750     |

従って、試験研究タックスクレジットは下記の通りになります。

$$344.750 \text{ ユーロ} \times 30\% = 103.425 \text{ ユーロ}$$